

## いぶき居宅介護支援事業所

### 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規定は、「いぶき居宅介護支援事業所」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な事業の運営を図ることを目的とする。

#### (事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業を行う介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ると共に、地域包括支援センターからの支援困難ケースを積極的に受け入れる等、総合的なサービスの提供に努める。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いぶき居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 東京都葛飾区細田3-13-39

#### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (介護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 1人以上 (常勤職員 1人以上、管理者兼務 1人)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8:30～17:30までとする。

※営業時間外の電話対応について携帯電話への転送となります。  
場合により折返しまでお時間を頂く場合がございます事をご容赦願います。  
介護支援専門員直通連絡先 03-6806-9731

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 原則利用者宅で行い困難な場合は相談室等で行う。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 月1回

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満 0円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごと 100円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いすることに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、葛飾区と江戸川区の一部（東小岩、西小岩、北小岩、南小岩）とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡及び報告を行い、必要な処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(感染症対策について)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討するための委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図ることとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症予防および蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施することとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、またその再発を防止するため次の各号に掲げる対策措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、適切に実施するための対策措置を講じるものとする。
- (3) 事業所は、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施するものとする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。
- (5) 事業所はサービス提供中に、虐待を受けた（受けている）と思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係各機関へ連絡し、場合によっては然るべき機関へ通報するものとする。

(業務継続計画 BCP の策定に関する事項)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業員に対し業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業員の就業環境の確保について「パワハラ・セクハラ」の防止)

第12条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人提供については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

この規程は、令和7年10月17日から施行する。